第 252 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 10 月 24 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	6番 古田川光彦
7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博	10番 高橋 正敏
11番 藤原 克己	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士	14番 和久利 健
15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美
19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一	22番 藤原 昭則
24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二	28番 藤原 修	29番 藤原 功
30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳	33番 新田 昭喜
34番 卜藏 秀夫	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久
39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫
43番 原田 二朗			

4. 事務局又は説明者

農業委員会　　事務局長補佐　　石原　ゆう子

5. 欠席委員 (5名)

4番	藤原 康正	5番	岩田 孝史	23番	渡部 雅一	26番	賀元 亨
35番	浅野 保男						

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積等促進計画の承認について (一括契約)
議案第４号　奥出雲町農業振興地域整備計画の変更について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	皆様、改めましておはようございます。 今月6日に島根県農業委員会女性協議会会長の佐々木様と、島根県農業会議三島会長さんが役場に来庁されまして、糸原町長様と私に要請書をお渡しになりました。要請書の内容につきましては、来年7月に農業委員の改選がございますので、それに合わせて女性委員の登用を複数お願いしたいということでございました。今月27日には自治会長会もございますので、その席上でまた来年7月に改選に向けての説明会、並びに女性登用についてまたお話をしていただきながら、自治会長さんとまた考えていただきたいというふうに思っております。皆様方の多大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。 そして米の情勢でございますが、農水省は来年の主食用米の適正生産量を711万ｔに設定する方針でございます。これは25年産米を5%、37万ｔ下回る水準となります。政府は26年6月末の民間在庫量を198万ｔから229万ｔに設定しておりましたが、25年産米の豊作ということで、745万ｔの見込みでございます。ですから来年の適正在庫515万ｔから229万ｔに修正するといっております。今年の収穫前の745万ｔは主要米等からの転換が主な理由でございまして、前年産10%、約69万ｔ上回ると見通しとなってるということでございます。また主食米が増加したために、もち米が品薄という状況でございまして、大体60kgがもち米33，000円ぐらいでコシヒカリと変わらない価格で取引きされております。先般私の方の法人でも42袋残っておりまして、ある業者が18，000円で買うからということで、持って帰っておられまして、もち米がいいのか酒米がいいのかコシヒカリがいいのか、来年何を作るかという悩ましいところでございますが、この価格がいつまでも続くのが一番良いわけでございますが、生産者としては暴落等危惧しながら生産していかなければならないということでございます。 終わりになりましたが、先般10日に県の子牛共進会がございまして、原田委員さんの牛が出品されまして、優等賞2席に輝いております。ご紹介に合わせ、また今後の活躍を期待するところでございます。 それでは総会に入らせていただきます。座ってさせていただきます。 ただいまより第252回、奥出雲町農業委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は4番藤原委員、5番岩田委員、出席者は18名中16名。よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお、推進委員の出席は、欠席3名、出席21名でございます。 次に、奥出雲町農業委員会規則25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日議事録署名者は、2番　石原委員、3番　藤原委員にお願いいたします。 本日上程いたします議題は、議案第1号を日程1とし、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号、農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第2条1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和7年10月24日提出、奥出雲町農業委会会長。 番号1、農地の所在、□□□□ほか4筆。地目は、登記簿が田と畑/現況は、原野と山林。面積は合計1,094㎡。権利種別、非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由　耕作不便のため、昭和55年頃から耕作を放棄した。現在、原野化、山林化している。現地調査につきましては、9月29日に▼▼▼▼地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。資料1　に地図を載せておりますので、ご覧ください。 現地の状況につきましては、

事務局	・□□□□、■□■□、◆◇◆◇は、道路沿いにありましたが草木が繁茂していました。 ・▼▽▼▽は中央に木が生え、耕作できない状態でした。 ・○●○●は山際にあり、山林化していました。 申請地は長年耕作されておらず、農地としての復旧は困難と判断いたしました。 1ページから3ページにかけてご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番ほか18筆。地目は、登記簿が田と畑/現況は、原野と山林。面積は合計5,137㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。非農地の事由　平成15年頃から、耕作を放棄した。現在、原野化、山林化している。資料2の①と②に地図を載せておりますので、ご覧ください。 現地調査につきましては、10月3日に◇■◇■地区の農業委員、推進委員の方3名で実施しました。現地の状況につきましては19筆中、原野化している農地が9筆、山林化している農地が10筆でした。いずれも長年耕作されておらず、農地としての復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて番号1の補足説明に入ります。説明は22番、藤原委員お願いたします。
22番	番号1について、22番藤原が補足説明をさせていただきます。先ほど事務局の方より説明がありましたとおり、現地は▼▲▼▲地内の○○○○氏の土地でございます。先ほど説明があったように、9月29日に農業委員、推進委員、事務局の4名で、現地を確認させていただきました。現地につきましては、もう55年頃から耕作していないということで、灌木およびかやが繁茂して、とても耕作できるような状態じゃないということを確認させていただきました。本人も今後ここを耕作する予定はないということで、以上のことから申請されたことは妥当かなと感じました。以上のような状態ですので審議のほど、一つよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号１について、承認することに決しました。 次に番号2について、補足説明を31番白名委員お願いします
31番	2番について31番白名が補足説明をさせていただきます。10月3日、農業委員の大坂さん、山田さん、事務局の石原さんと現地確認をいたしました。場所は■■■■から△▼△▼方面に200m先の山側と、そこから100m 先の道路沿いの場所になります。申請場所には、笹や竹が生い茂っていて、耕作できる状況ではありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって番号2について、承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局お願いいたします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。令和7年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□地内11筆、■■■■地内1筆。地目は、登記簿/現況ともに田と畑。面積は合計5,796㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は127.8aです。資料3の1から5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。 続いて補足説明をお願いいたします。補足説明を30番山田委員、お願いします
30番	30番の三沢、山田が補足説明をいたします。 ○○○○さんは△▲△▲の方に在住されておりまして、現在、ほぼ帰っておられない状況の中でありましてこの度、△△△△さんの近くに位置するところがほとんどでございまして、所有権の移転について相談をされたところ、お二方の間で了解が得たられたというふうにうかがっております。 場所的には△△△△さんのところから、ページ的にいきますと、資料3－①の方ですね。△△△△さんの自宅の方からほぼ50m 範囲内のところに位置する農地でございます。それから3－②については、こちらは300m ぐらい先ほどの通りから離れたところになりますけども、田んぼ、畑がございます。 それから3－③につきましては、今度は△△△△さん宅から314号線向かって500m ぐらい下ったところになりますけども、◎◎◎◎自治会、同じ△△△△さんの自治会内になりますけども、の田んぼになります。 それから3－④につきましては、こちらは◇◇◇◇方面になりますけども、△△△△さんのところから1㎞ぐらい離れますけども、道路沿いの農地になるという形です。 それと3－⑤ですけども、こちらは○●○●から1㎞ぐらい△▲△▲農道沿いに上がっていきますと◇▲◇▲さんの建物があって、田んぼがありますけども、その近くの畑になるというところです。 ちょっと地域は転々としておりますが、地元△△△△さんの方に譲りたいということですので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 私の方から一点ございまして、△△△△さんがこれだけの離れたところの農地を実際に耕作されるのか、というのがちょっと心配されるところでございますが。そのあたり、大坂委員さん何かございますか。
16番	先ほどの質問ですが、耕作というよりも○○○○さんが地元の△△△△さんの隣に家がありまし

16番	て、そこがもう誰も住んでいないということ、そのために土地がこちらの◎◎◎◎の方にあっても、誰も管理がしてもらえない、周辺にも迷惑をかけそうである、というようなことから△△△△さんに相談がございまして。△△△△さんが将来そこの墓も面倒をみてあげないといけないというようなことから、それを全部△△さんが引き取って、○○○○さんところの面倒をみてあげるというような状況でした。 それで、△△△△さんがその土地を買われてどうこうするというよりも、周辺の環境に配慮するということと、その隣に墓地を今、建設を仕掛けておられまして、その場所が○○○○さんところの土地に、重機でいうとバケット一振りみたいな感じで、そこがちょっと該当するようなことになりまして、一緒に今回無償で提供してもらうということですので、△△△△さんがこの土地を全部作るという考えはどうもないようです。そうした理由でございます。以上です。
議長	はい。耕作をせんことには基本的に難しい気がしますが、皆さんの意見はどうでしょうか？
15番	ましてやすぐ転用許可でも出されたものならたまったもんじゃない。
議長	荒かしておくというのも問題があることはありますが。
17番	荒かしてもらっては困るし、誰かに耕作を委託されるわけでもないか。
16番	私ちょっと個人的な考えですが、見てのとおり■■■■があって、その周辺に家があって、その土地が誰もがよう作らん、外に出ておられます。その本人、今回△△△△さんがおられなくなると、かまう者がいなければその周辺というものは、もうほぼ崩壊寸前になって。とりあえず、手をのばしていた方にお願いということも、法的にはそう引っかからないのではないかと思うんですが。まあ総会ですので皆さんのご意見を聞かなければいけない訳ですが、今後こうしたちょっと元気がある人が、そうして面倒みてくれということは、ちょっといいことじゃないかなとは思っております。
12番	ちょっといいですか。
議長	はいどうぞ。
12番	元気な人が面倒みるというのは結局、耕作するという条件が面倒みるということであって、このまま、荒かすに近い感じですかね。これだけの面積を誰かがやっぱり草刈、耕作等をしないとおかしいとは思いますけど。
16番	先ほど和久利さんが言われたのは、部分的にシルバーを使って■■■■さんがそこを管理しておられるところはあります。部分的ですけど。今山田さんから話がありましたようにちょっと離れたところの◆▽◆▽宅の下のところと、一部◎◎◎◎シルバーの方で■■■■さんから依頼を受けて、全部ではないですけど管理をされているところはあります。
議長	3－③ですね。
16番	そうですね。3－③のところですね。

議長	事務局長さん。こういう場合は。
事務局	失礼いたします。事務局糸原でございます、がまず基本的におっしゃられるように、今ちょっとネットも見ながらになるんですが、農地を農地として耕作目的でというふうなところがそもそもというところになりますので、大坂委員さんおっしゃられるとおり、周辺の景観配慮とかですとかいうところもあると思いますが、本来目的からすると、やはり先ほど他の委員のおっしゃられるとおり、耕作目的でないとちょっとならないというのが、実際かなというふうに思っております。 なかなかそこまで拡大の配慮ということになると、ちょっと私ども事務局での見解というか知識がありませんので、いったんお預けいただいて、県の方等々確認して、そういった事例があるのかないのか、そこの拡大のところができているのかどうかというのは、確認をさせていただければと思います。ちょっと今日この総会でこちらの方がお話が出来かねるかなというふうに思っております。以上です。
議長	ではこの案件につきましては、今回はちょっと保留ということで、来月もう一度かけていただいて審議するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
16番	その場合ですね、農業委員推進委員は、担当地区の者が△△△△さんとこへ説明するパターンにはなりますよね。そうした場合に、その説明方法ですね、下手な説明するとすぐに法律のことを・・・。まあ、■■■■にでもでようと思っておられるような方ですので、そう簡単に。あまり農業委員会の方を混乱させるようなパターンであってはいけないと思っておりますので、事務局の方から言ってもらえないでしょうか。農業委員が肩を外すわけではないですけど。まあ、ついては行きますけど。責任はその地元の農業委員推進委員が持たなければいけないわけですが。説明の方法がいたって・・・農業委員といっても素人なもので。相手は法律のことを言われるようになるとちょっと手強いもので。
事務局	事務局糸原です。そもそも論というのもありますし、これまで長いところでの話ですので、県下のところで、解釈なり取り扱いが変わってる場合もあります。ただそこに今事務局としての意見といいますか、どうだろうかというとこありますが、ちょっと事務局としてお答えできませんので、今回その可否がないというところで保留というふうなところでの話はまずはそういった結果になったということは、一緒に付いていただく、できない場合って話になればもうできないって話なんですが。またそういったお話をさせていただく中で、担当地区の農業委員さん、推進委員さんで確認をされてますが、いろいろお話をお聞きする中で耕作をしようと思ってるところもある、ということになればまた結果も変わってくるかなというふうに思ってますので、事務局としてもそれはやぶさかではないかなと思ってますし、その前段でですね、ちょっと調べさせてもらって、ちょっとそれを持ってかないと、今日終わったからちょっと近いとこでいくかというところになりますとなかなか難しいですので、少しお時間を頂戴して、というふうにさせていただければというふうに思っております。以上です。
議長	一応今回は保留ということで、県の方へまた確認をお願いいたします。
事務局	はい、承知しました。
議長	ではこの議案第2号につきましては、今回保留ということでさせていただきます。 次に議案3号、農用地利用集積等促進計画案に関する件について(一括契約)を上程いたします。説明をお願いします。

事務局	5ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年10月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計3，057㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲在住。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　●●●●番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号2から番号8は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　△△△△、住所　●●●●番地。10aあたりの賃借料は、すべて、玄米◇◇◇◇kg。 番号2、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計5,083㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 5ページから6ページにかけてご覧ください。 番号3、農地は、□□□□地内6筆。面積は合計6,803㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号4、農地は、□□□□地内1筆。面積は1，849㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号5、農地は、□□□□地内4筆。面積は合計6,564㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 7ページをご覧ください。 番号6、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計3，241㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号7、農地は、□□□□地内2筆。面積は合計3，224㎡。利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号8、農地は、□□□□地内3筆。面積は合計6，984㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 8ページをご覧ください。 番号9と番号10は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者、農事組合法人　△△△△。 番号9、農地は、□□□□地内7筆。面積は合計8，992㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号10、農地は、□□□□地内4筆。面積は合計6,962㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は◇◇◇◇円。　以下は、ご覧のとおりです。 9ページをご覧ください。 番号11、農地は　□□□□地内2筆。面積は合計1,842㎡権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。借権の設定を受ける者　△△△△、住所　●●●●在住。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号12と番号13は、受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者、△△△△、住所　●●●

事務局	●番地。 番号12、農地は□□□□地内1筆。面積3,135㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号13、農地は□□□□地内1筆。面積1,115㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明は終わりました。 続いて、補足説明に入ります。 番号1について補足説明を、22番藤原委員お願いします。
22番	番号1に対して補足説明を22番藤原がさせていただきます。現地は◎◎◎◎地区の圃場でございます。今回契約更新ということで継続して耕作をするというものです。圃場に関しては通年耕作しておられまして、適正に管理しておられて問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号5について、承認することに決しました。 次に番号2から3、4、5、6、7、8までは受け手が同じでございますので2番石原委員続けてお願いします。
2番	2番石原が番号2から番号8まで補足説明させていただきます。所在地につきましては基本△△△△さん、奥出雲町◎◎◎◎、この地区内では▲▽▲▽という地区になるんですが、基本的にこの▲▽▲▽の地区をメインに、公会堂の付近および◆◆◆◆の前の田んぼが今回の圃場となります。△△△△さんですが、今年から認定農業者に認定されましてやる気に満ち溢れておりますので、今後の担い手として頑張っていただきたいと思っております。日々の管理につきましても、忙しい時もあったりはするようですが、草刈は委託でお願いしたりされたりちゃんと管理されておりますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。 番号2から番号8までは一括質疑、承認してよろしいでしょうか。 （はいの声） 質疑ございませんか。

議長	（なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号2から番号8について、承認することに決しました。 次に番号9、番号10につきまして、受け手が同じでございますので、続けて補足説明を34番卜藏委員、お願いいたします。
34番	34番卜藏が補足説明をさせていただきます。これは2件とも相続がうまくいっていなくて、2年前に島根県の中間管理を仲介して○○○○が受けておられたんですけど、その時にそのことを言われまして、何とか2年間かかってやっと相続が終わったということで、今度ここへ上がっております。2件とも今まで何十年も○○○○が作っておられましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 番号9、番号10につきまして一括質疑、一括承認してよろしいでしょうか。 （はいの声） 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号9、番号10について、承認することに決しました。 次に番号11、補足説明を37番小池委員お願いします。
37番	37番小池です。これ今回の場所ですけれども、△■△■の近くにございます。○○○○さんはちょっと高齢のため農作業はちょっと無理になってきたということで、この圃場に隣接してるのが△△△△さんの実家であります、■▲■▲さんの圃場になります。それで○○○○さんの方から、■▲■▲さんの方に何とか作ってもらえないか、ということで依頼があったようでございます。それでここに挙がっております△△△△さんというのは、■▲■▲さんの息子さんにあたりまして現在△□△□市に在住しておられますけれども、農作業自体は随時家の方に帰って、田植なり、けた草刈りなり、秋の収穫も手伝いに帰っておられますので、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番11について、承認することに決しました。 次に番号12、13につきましては受け手が同じでございますので、41番梅木委員続けてお願いいたします。
41番	41番梅木がご説明させていただきます。まずこちらは3名ですね、△△△△さん、△△△▲さん、△△▲▲さんは同じ集落、隣同士というような関係でございます。 まず△△△△さんところの圃場ですけれども、3,135㎡ということですけども、これが山際の圃場

41番	でして、一筆になっていますけれども、実際には以前は4筆、5筆あったような感じのところでございます。それで現在は山手側の方がかなり荒廃していまして、竹が生えたりとかしている。下手の方の2窪ほど、これも以前から耕作放棄地のような状態でしたけれども、以前△△▲▲さんの方でこんにゃくを耕作しています。 △△▲▲さんにつきましては移動販売業ということをやってまして、一応収入の足しということでこんにゃく作りということでやっています。3,000㎡の中ですけれども、実際に耕作できるところが1,000㎡、一反ないだろうというようなところでございます。 △△△▲さんの圃場につきましても、隣接した田ですけれども、実際にはここももうほぼほぼ放棄状態というような状態で、今回話し合われて、これ以上の荒廃を防ぎたいというようなことと、それから△△▲▲さんの収益というようなこともありまして、お話ができたような状況でございます。 ということで今回の話につきましては、荒廃を防ぎたいというのはそういった両者の意見があったというところで、荒廃を防ぐという意味で期待ができるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 12番、13番につきましては受け手が同じでございますので一括質疑、承認することでよろしいでしょうか。 (はいの声) では番号12、13、質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号12、番号13について、承認することに決しました。 次に議案第4号、奥出雲農業振興地域整備計画変更について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	失礼します。農業振興課、農政係の金倉です。座って説明させていただきます。 議案第4号の奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。今回除外と用途区分変更の2種類ございます。初めに除外から説明させていただきます。 資料の4ページ、5ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。件数が13件、筆数18筆、面積ですと6,646㎡が今回の申請内容です。この申請のうち整理番号4番、5番、6番、7番、8番が追認です。それでは内容について一通り読み上げます。 番号1番　土地の所在、□□□□番。地目、田。面積553㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、露天駐車場。 番号2番　土地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、田。面積811と1,304㎡。土地の所有者、○○○○。事業計画者、△△△△。除外の理由、住宅および通路。 番号3番　□□□□番ほか1筆。面積849㎡。土地の所有者、○○○○。事業計画者、株式会社△△△△。除外の理由、進入路。 番号4番　□□□□ほか4筆。地目、畑。面積20㎡。土地の所有者、○○○○。事業計画者、○○○○。除外の理由、庭園、家庭菜園、駐車場です。 番号5番　土地の所在、□□□□番。地目、雑地。面積353㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由は倉庫および墓地です。 番号6番　土地の所在、□□□□番。地目、畑。面積110㎡。土地の所有、事業計画者ともに

事務局	○○○○。除外の理由、住宅拡張。 番号7番　土地の所在、□□□□番。地目、田。面積328㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、倉庫および露天駐車場。 番号8番　土地の所在、□□□□番。地目、畑。面積102㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、住宅拡張。 番号9番　土地の所在、□□□□。地目、田。面積64㎡うち事業面積10㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外理由、墓地。 番号10番　土地の所在、□□□□番。地目、畑。面積118㎡うち事業面積10㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、墓地。 番号11番、土地の所在、□□□□番。地目、田。面積327㎡うち事業面積10㎡。土地の所有、事業計画者とともに、○○○○。除外の理由　墓地。 番号12番　土地の所在、□□□□番。地目、田。面積1645㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外理由、倉庫および育苗ハウス。 番号13番　土地の所在、□□□□番。地目、田。面積1，800㎡うち事業面積400㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由、墓地および進入路、育苗ハウス。 以上でございます。 詳細については、8ページ以降位置図および土地利用計画図を添付しておりますので、後ほどご確認お願いします。 続きまして、用途区分変更に続いてご説明します。 用途区分変更の資料4ページをご覧ください。 こちらが今回申請のあった申請内容です。件数2件、筆数3筆、面積1,366㎡が今回の申請内容です。それでは内容について読み上げさせていただきます。 番号1番　土地の所在、□□□□番。用途区分、農業用施設。地目、畑。面積は369㎡うち事業面積100㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。変更の理由は、農業用施設。 番号2番　土地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、畑。面積1,134㎡。土地の所有、事業計画者ともに○○○○。除外の理由は、牛舎です。 以上でございます。 詳細については、6ページ以降に位置図および土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。 以上、除外と用途区分変更について、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明は終わりました。 多少時間をとりますので、中味を精査しまして、また質疑を行いたいと思います。
15番	除外申請の中でさっき追認の番号を言われたと思いますけど、もう1回番号を教えてもらえますか。
事務局	はい。追認は4番、5番、6番、7番、8番です。

15番	はい。ありがとうございました。
36番	ちょっといいですか。
議長	はい、どうぞ。
36番	ちょっと確認ですけども、Gの1の整理番号8番ですけれども、名前が○○○○さんと□◆□◆さん、これは何か意味があるんでしょうか。
事務局	事務局糸原でございます。 大変申し訳ございません。ちょっと他にもそういったところがございますが、除外の方の4ページ、5ページこちらの土地所有者、事業計画者のとおりでございまして、誤植といいますか。大変総会資料で申し訳ございませんでしたが、4ページ5ページのものに訂正をさせていただければというふうに思っております。大変申し訳ございません。 ご親族だったりする方ではあるんですけども、申請書のところ出していただくとか、そういったところでお名前いただいていましたが、一覧の方のですね、4ページ、5ページの方が正しいものでございまして、そちらの方の修正が漏れておったところでございました。大変申し訳ございません。
議長	他にはございませんか。 2番の町の住宅というのは。
事務局	失礼いたします。先ほど議長の方からございました整理番号2番のところでございますね。
議長	ちょっと和久利(健)委員さんから補足説明を。和久利委員さん。
14番	すみません。現地も見に行きましたけど、役場の方からも説明いただきまして、まだはっきり決まってないですけど住宅用地として使うということで。どういう住宅を建てるということまでは決まってないようですけど、若者のための住宅の用地にするということで聞いております。たまたまそこの現地というのが、水がこないようになっていて、昔は田んぼでしたけど作れないようになって今はソバとか、今年は何も作付されていなようですけど、利用目的がなかなか。全部▲▲▲▲とかいろんなとこに囲まれた、道路に囲まれた土地でして、水はこないということで、そういうことを相談されたようでして、そういう経緯にある。実際には何が建つのかというのはまだ分かってないですけど、一応聞いているのは、若者のための定住住宅かみたいなことを聞いてます。
議長	はい、ありがとうございます。
事務局	あの、事務局から補足です。 今、和久利委員がおっしゃられるとおりでございまして、 ■□■□の方でどうも計画をしておるところで、ああして□△□△地内には○●○●の方には住宅団地等を整備しておりますが、▼■▼■地域の方なかなかそういった宅地用地がないと、若者の定住のためにですね、住宅用地がないということで、どうも計画をしておるというふうなところを事務局の方でも確認をしておるところでございます。以上でございます。

議長	はい。わかりました。 他にございませんか。 そういたしますと、議案第4号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって承認することに決しました。 除外と用途区分は一緒ですね。
事務局	失礼します。除外と用途区分は同じということです。
議長	失礼いたしました。それでは、用途区分を含めた賛成ということでお願いします。 それでは次に事務局、何かありますか。
事務局	（事務局より事務連絡） (1)農地パトロール後の事務処理について (2)視察研修について (3)地域計画の公表に係る個人情報の漏えいについて
議長	昨年、奥出雲町農業委員会の京丹波町へ視察研修に行きましたが、来月19日に京丹波町から奥出雲町へ視察に来たいという申し出があっておりまして、一応四役で対応するということにしております。去年行ったところがまたこちらへ来ていただくということでございまして、何とか対応したいというふうに思っております。 それでは以上で本日の総会を終了いたします。来月の総会は、11月25日（火）9時からここで行いますので、またご出席をよろしくお願いいたします。